

第2章

共生・協働を
推進していただくために

本県の計画等における共生・協働の位置づけ

①かごしま将来ビジョン

県では、県民一人ひとりが郷土に夢と誇りを持って生涯を過ごしていけるような地域社会をつくるため、概ね10年程度の中長期的な観点から、本県のあるべき姿や進むべき方向性を盛り込み、これからの県政の基本的な方向性を示した「かごしま将来ビジョン」を平成20年3月に策定しました。

将来ビジョンにおいては、「安心・安全」、「活力・快適」、「共生・有徳」の3つの視点を示すとともに、これらの視点に基づき時代潮流や本県の特性を踏まえながら、今後挑戦していくべき課題として10の挑戦を掲げており、その中で「挑戦9 共生・協働による温もりある地域社会づくり」として共生・協働については位置付けられています。

共生・協働による温もりのある地域社会づくり(挑戦9 抜粋)

1 地域に必要なサービスを提供する新しい仕組みの形成

◆将来イメージ

行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体が地域づくりの担い手となり、それぞれが連携・協力し、支え合うことにより、地域に必要なサービスが提供されています。

取組の方向性

ア. 協働による行政の推進

- ▶ 県民が行政に参画する機会を充実させるため、県事業の協働化を推進するとともに、市町村における協働の取組を促進します。
- ▶ 行政は公共サービスの担い手から、地域の多様な主体による活動を引き出すための調整役、サーボス役へと変わっていきます。

イ. 担い手の育成と活動の促進

- ▶ NPO等の設立・設営相談、活動支援などを行うとともに、団体の活動を支える人材や中間支援組織の育成、各団体等が求める人材等について情報提供をします。
- ▶ 共生・協働の地域社会づくりにおける企業の社会的責任(CSR)に関する理念の普及と社会貢献活動の取組を促進します。

ウ. 県民の社会貢献活動への参加意識の醸成

- ▶ 様々な広報媒体を活用して、「共生・協働の地域社会づくり」の意義や協働の必要性、さらに各種団体の活動状況等について情報発信をするとともに、学校、家庭、地域社会と連携を図りながら、助け合い、支え合う意識の醸成に努めます。

2 共生・協働型コミュニティの形成

◆将来イメージ

地域のコミュニティにおいて、行政がコーディネーターとしての役割を果たしつつ、自治会をはじめ、ボランティア、NPO、企業等の多様な主体の協働の下に、地域のことは地域で解決する体制が整えられています。

取組の方向性

ア. 共生・協働型地域コミュニティの再生・創出

- ▶「共生・協働の地域社会づくり」の重要な担い手である地域コミュニティの活動を市町村と連携して積極的に促進します。
- ▶自治会などの地縁組織とNPOなどのテーマ型組織の連携を促進するなど、地域コミュニティ全体の機能が相乗的に高まるような取組を展開します。
- ▶市町村における地域内分権の推進など、住民自治の充実につながる仕組みづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化に向けて、県民の気運醸成に努めます。

イ. コミュニティ活動を支える人材等の育成・支援

- ▶行政職員や地域のリーダー等への研修・支援により、地域の多様な活動をリードし、調整するコーディネーターとしての能力の向上を図ります。
- ▶企業等と連携し、就業者がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

②かごしまニューライフプラン

時代が大きな変革期を迎える中、県民一人ひとりが将来を展望できる生涯生活設計を描くためには、ライフサイクルの各段階における課題を、仕事・生活・絆の「3つの安心」の実現により、解決することが必要であり、そのために求められる施策や取組の方向性について示した「かごしまニューライフプラン」が、平成24年3月に、かごしまニューライフプラン検討委員会から提言されました。

提言においては、「3つの安心」を実現するために、「絆」づくりを意識した積極的な地域活動への参画や地域サポート体制へのNPO法人などの参画・連携などが求められています。

「かごしまニューライフプラン」(共生・協働関係 抜粋)

第一の安心「仕事」

1 「仕事の安心」がある鹿児島

(1)ライフサイクルの各段階に応じた「仕事の安心」の確保

①若者世代の「仕事の安心」

若者世代には、社会人として自立し、やがては家庭を持てるような生活の基盤となる安定的な働く場が必要です。(中略) また、若者自身の大きな課題として、働く意欲が乏しい、就職しても長続きしないといった指摘もあります。(中略) このような若者をサポートするために、これまでの家庭教育、学校教育の取組に加え、企業やNPO法人、地域などの色々な人々が関わって、社会の仕組みや働くことの現実を教えることが重要になります。(後略)

(2)鹿児島の可能性を生かした働く場の創出・確保

③「共生・協働の地域社会づくり」に応じた働く場の創出・確保

「共生・協働の地域社会づくり」を目指している本県では、多数のNPO法人等が活動しており、今後、その活動が拡大していく中で、高齢世代を中心に雇用の受け皿となることも期待されます。

そのためには、NPO法人等は、専門性や企画力の向上などにより、地域のニーズに的確に対応できる組織づくりに努め、経営基盤の強化を図ることが求められます。行政には、経営や実務上のノウハウの指導・相談などにより、このような取組を支援することが求められます。

第三の安心「絆」

3「絆による安心」がある鹿児島

(1)人生に豊かさをもたらす「絆による安心」

家庭や地域で育まれる助け合い、支え合いといった「絆」の中で、人々は安心を感じることができます。(中略) このような「絆」は、あくまでも人や地域の自発的な営みの中で育まれるものであり、この自発的な営みが再生・醸成されることが必要です。

そのためには、県民一人ひとりが、地域の自治会・町内会での活動をはじめ、できることから積極的に地域活動に参画するなど「絆」づくりを意識することが求められるとともに、(中略) 行政には、この自発的な営みが円滑に拡大するよう、子どもから高齢者まで、幅広い世代の社会参加を促進することが求められています。

(2)地域のサポート体制としての「絆による安心」

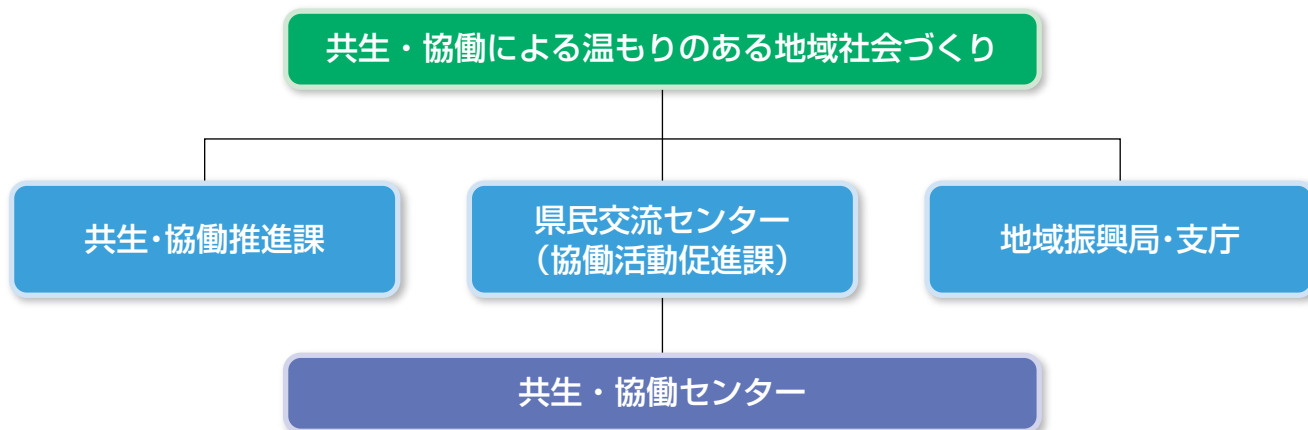
「絆」には、人生に豊かさをもたらすだけでなく、個々の家庭の子育てや介護などにおける様々な課題を、地域で支える互助の仕組みとしての側面もあります。(中略) 「絆」をより強固なものとするためには、(中略) NPO法人やボランティア団体など多様な主体が参画・連携し、「公」との役割分担の中で、地域のサポート体制としての「絆」を築いていくことが必要です。(中略)

なお、「絆」については、都市部では、(中略) 地域における連帯感の希薄化などが見られつつあります。

また、地方部では、(中略) 住民の高齢化などに伴い、日々の生活に困難な面が生じていることに留意することが必要です。このため、NPO法人等と行政は連携して、このような都市部・地方部における特徴を踏まえ「絆」の維持・再生を図るための取組を進めることが期待されます。

共生・協働の推進体制

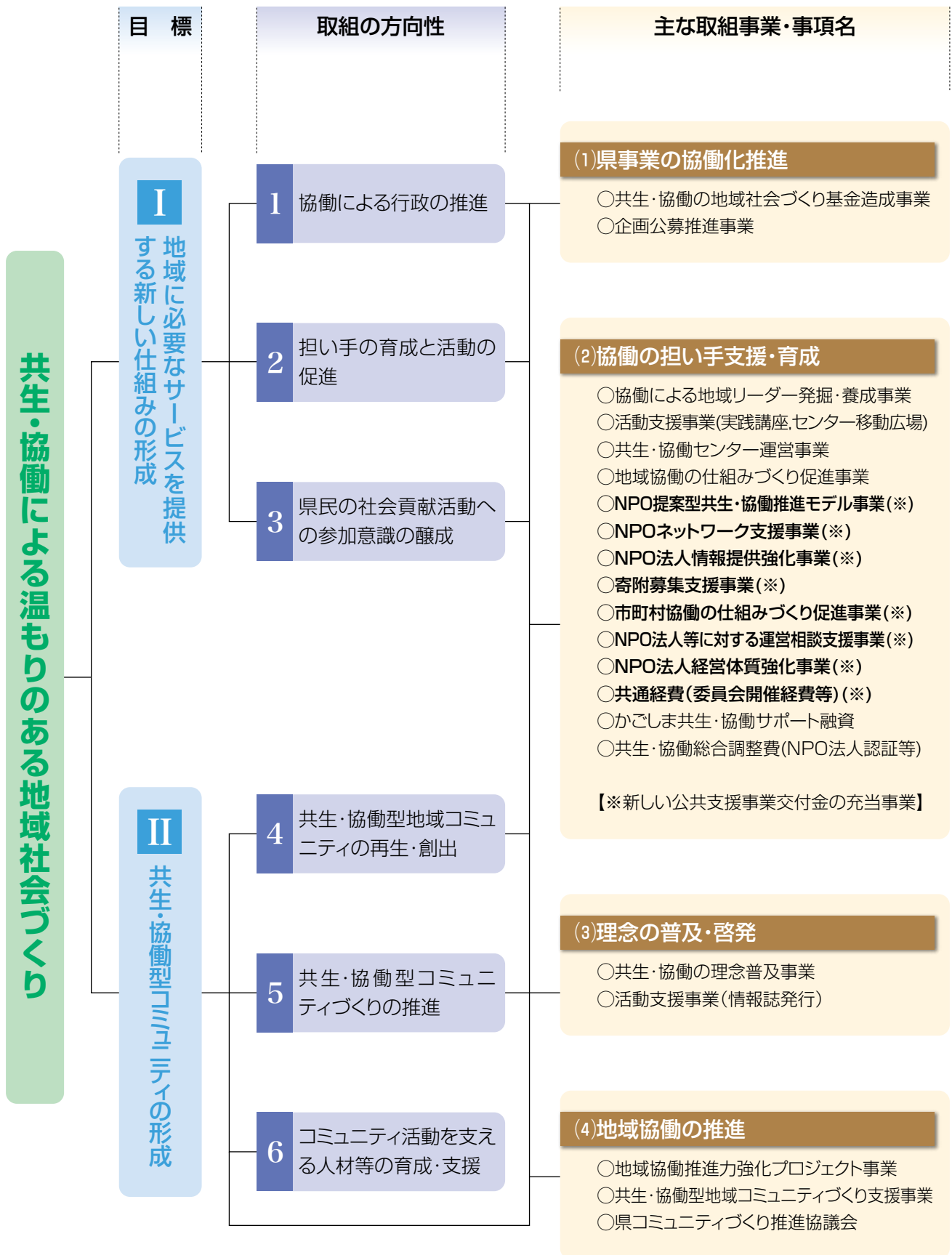
共生・協働の推進体制としては、本庁の「共生・協働推進課」と、かごしま県民交流センター内に共生・協働の地域社会づくりの中核センターとして設置した「共生・協働センター（協働活動促進課）」の2つの組織が旗振り役となって、各地域振興局・支庁と連携し、「共生・協働による温もりのある地域社会づくり」を推進するための様々な取組を行っています。



	主 な 業 務
共生・協働推進課	(1) 「共生・協働」に関する県の施策の総合調整 (2) 県事業の協働化の推進 (3) 県出先機関（地域振興局・支庁）との連携，市町村の協働化の促進
県民交流センター (協働活動促進課)	(1) NPO法人の認証，管理・監督 など (2) NPO等の活動支援 (3) 共生・協働の理念普及・啓発 (4) 共生・協働センターの運営・管理 (共生・協働センター) ・ NPO 法の設立及び運営に関する各種相談対応，助言 ・ 情報展示，資料閲覧 (NPO 法人書類，助成金情報，書籍など)
地域振興局・支庁	(1) それぞれの地域における共生・協働の推進 (2) 市町村，自治会，NPO等で構成する地域共生・協働推進協議会を設置 (3) 協働の仕組みづくりに向けた具体的な取組の促進を図るための協働事業の検討・啓発

県における共生・協働の取組

① 共生・協働の地域社会づくり事業体系 (平成24年度の共生・協働推進課所管事業のみを計上)



②これまでの主な取組

平成16年度

○共生・協働の地域社会づくり基金の設置(H17.3)

▶ 共生・協働の地域社会づくりを推進するため、基金を造成

平成17年度

○環境生活部県民生活課に「共生・協働班」を設置

○共生・協働の地域社会づくり基金造成事業(～現在)

○共生・協働の地域社会づくり助成事業(～現在)

H17～19	共生・協働の地域社会づくり助成事業
H20～22	地域協働の仕組みづくり事業
H23～(現在)	地域協働の仕組みづくり促進事業

▶ 自治会やNPO等が連携して行政と協働で実施する仕組みづくりの提案に対して助成



平成22年12月23日の
「木口屋にひびけ！子ども達の声！」の様子
(活動事例29参照)

○NPO法施行事務(～現在)

▶ NPO法人の認証, 活動支援

平成18年度

○総務部市町村課に「共生・協働推進室」を設置

○かごしま県民交流センターに「協働活動促進課」を設置(同センターの1階に「共生・協働センター」を設置)



共生・協働センター

○共生・協働企画公募推進事業

H18～20	共生・協働企画公募推進事業
H21～24	企画公募推進事業

▶ 共生・協働の地域社会づくりを推進するため、県事業について、NPO等からの企画案を公募し、協働で実施

○協働活動促進事業

- ◎共生・協働センター運営事業(～現在)
- ◎活動支援事業(～現在)

▶共生・協働センターの運営, 移動広場(センターを利用しにくい遠隔地を対象としたNPO等の講座・相談会の開催), NPO実践講座(NPO等の活動の理解促進を図るためのセミナー等の開催), NPO等の活動に関する情報誌の発行

○共生・協働センター整備事業(H18)

○共生・協働の地域社会づくり推進事業(～H19)

- ◎自治体ネットワーク運営事業(～現在)
- ◎市町村協働モデル事業(～H19)

▶県と市町村の連携による共生・協働の地域社会づくりを推進

○共生・協働プロジェクト(H18～H23)

▶県の全ての事務事業を対象として, NPO等との協働について, 検討し, 各部局で重点的に協働化を進める事業を選定し, 県事業の協働化を推進

○共生・協働の理念普及事業(～現在)

- H18, H20 共生・協働推進大会
- H19, H21～ 共生・協働フェスティバル

▶共生・協働の地域社会づくりの意義や協働の必要性等についての理念普及を図り, 県民の社会貢献活動への理解促進と参加意識の醸成を図る事業として実施



平成24年3月10日の
共生・協働フェスティバル
(野外ステージの様子)

平成19年度

○かごしま共生・協働サポート融資(～現在)

▶共生・協働の地域社会づくりの担い手であるNPO法人等の活動を支援するため, 経営基盤の安定・強化に必要な資金融資の円滑化

○共生・協働型地域コミュニティ創出事業(～H20)

▶学識経験者7人を委員とする「あり方研究会」の設置(H20.12とりまとめ)

平成20年度

○共生・協働推進本部の設置

- ▶ 共生・協働の地域社会づくりを総合的かつ効果的に推進するため、知事(H21～副知事)を本部長、各部局長を本部員とする全庁的な推進体制を整備

○地域協働推進事業

- ◎パートナーシップミーティング(～H21)
- ◎地域協働推進力強化プロジェクト事業(H22～現在)
- ▶ 地域振興局・支庁や市町村、自治会、NPO、企業等の連携を進め、地域における協働を促進
- ◎共生・協働型地域コミュニティづくり支援事業(～現在)
- ▶ 共生・協働型地域コミュニティの理念等の普及啓発やこうした取組を行う市町村に対し、助言を行うアドバイザーを派遣



平成23年11月8日の法政大学名和田教授による講演(アドバイザー派遣)
<出水市>

◎共生・協働リーダー養成事業(～現在)

- [H20～22 共生・協働リーダー養成事業]
- [H23～ 協働による地域リーダー発掘・養成事業]
- ▶ 地域との連携を密接に図る実践的な研修を通じて、地域のリーダーを育成する講座をNPOとの協働により開催



平成23年9月24日のリーダー養成講座(現地研修(薩摩川内市大馬越地区)の様子)

平成21年度

○県民生活局に「共生・協働推進課」を設置

○県コミュニティづくり推進協議会の活動支援(～現在)

【教育庁社会教育課から業務移管】

- ▶ 研修会の実施、優良団体の表彰など協議会の活動を支援

○NPO基盤づくり事業(～H22)

- ▶ NPO法人による地域ネットワーク化の取組を支援

＜新しい公共支援事業＞

国において、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として創設。

「新しい公共」は、従来、官が独占してきた領域や、これまで官だけではできなかった領域を、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わるという考え方であり、本県が進める「共生・協働の地域社会づくり」の概念に相通じる。

このことから、「共生・協働の地域社会づくり」に、国の「新しい公共支援事業」を活用して実施した。(H23～H24〈※〉の事業)

○NPO法人等に対する運営相談支援事業〈※〉(H23～H24)

- ▶ 税務・会計等に関する相談に的確に対応するため、定期的に各分野の専門家による相談会等を実施

○NPO法人経営体質強化事業〈※〉(H23～H24)

- ▶ NPO法人に実務上必要なノウハウ(組織管理, 資金調達, 人材育成, 企画・運営など)について、専門家による講座を開催

○市町村協働の仕組みづくり促進事業〈※〉(H23～H24)

- ▶ 市町村が、共生・協働の地域社会づくりの仕組みを形成するため、自治会やNPOなどへ委託又は助成して実施する協働事業に対して助成

○寄附募集支援事業〈※〉(H23～H24)

- ▶ NPO等が広く寄附を継続的に受けられる基盤を確立するため、共生・協働の理解促進を図るセミナーや寄附募集イベント等を開催

○NPOネットワーク支援事業〈※〉(H24)

- ▶ 各地域におけるNPO等で形成されるネットワークを通じた情報提供, PRイベント等の開催によるNPO等の活動基盤の強化支援

○NPO法人情報提供強化事業〈※〉(H24)

- ▶ 認定NPO法人制度や寄附税制についてのパンフレット, 共生・協働に関するPR誌の作成・配布

○NPO提案型共生・協働推進モデル事業〈※〉(H24)

- ▶ 地域と一体となった公共サービスの提供や, 新たな分野における協働事業の実施など, NPO等からの企画提案を公募し, 県との協働事業として実施(→P105～P106参照)

NPO法人について

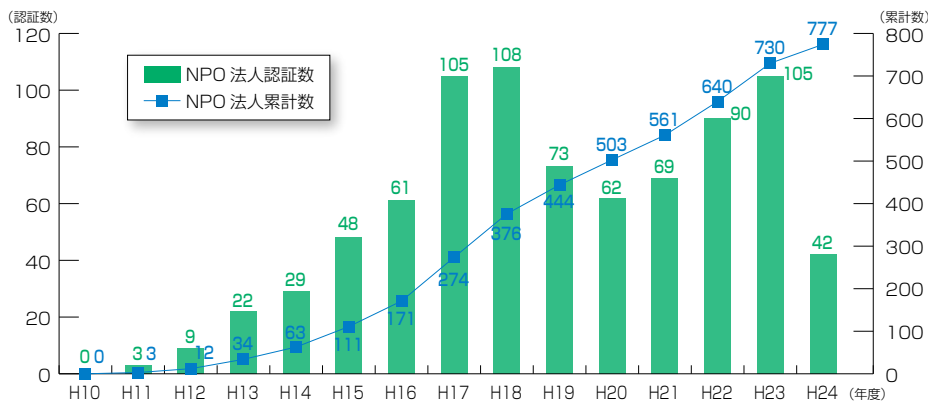
①本県のNPO法人の状況(これまでの推移)

本県のNPO法人は、NPO法施行後、年々増加し、特に県として共生・協働の地域社会づくりの推進体制を強化した平成16年度以降は急増した。

本県のNPO法人を分野別に見ると、「保健、医療又は福祉の増進」が最も多く、次いで、「子どもの健全育成」、「まちづくりの推進」、「社会教育の推進」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」と続いている。

全国に比べ、「子どもの健全育成」、「まちづくりの推進」が多いのが本県の特徴である。

平成24年11月末時点の法人数は、777法人であり、この法人数を人口10万人当たりで計算すると45.3法人（平成24年9月末現在と比較）となり、これは全国第四位にあたる。〔777法人（平成24年11月末現在）〕



(注) 解散法人等があるため、法人認証数の累計は、法人累計数と一致しない。

②本県及び全国の認定NPO法人の状況

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして所轄庁（都道府県・政令市）の認定を受けた法人。

認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができる。

[平成24年11月末現在]

	NPO法人数 (a)	認定NPO法人数 (b)	割合(%) b/a	認定状況		
				都道府県名	認定数	内 訳
全 国	46,763	293	0.63	東京都	136	(旧認定134, 新認定2)
				横浜市	13	(旧認定12, 仮認定1)
				千葉県	11	(旧認定7, 新認定2, 仮認定2)
				名古屋市	9	(旧認定9)
				大阪市	9	(旧認定3, 新認定4, 仮認定2)
				神奈川県	8	(旧認定8)
				本県の状況		
鹿 児 島 県	777	2	0.26	(名称)	こども医療ネットワーク	
				(認定日)	H22.10.1	
				(活動内容)	活動事例13参照	
				(名称)	じゃっど	
				(認定日)	H24.2.15	
(活動内容)	活動事例41参照					

発行：鹿児島県県民生活局 共生・協働推進課
問合せ先 〒890-8577
鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1
TEL 099-286-2241 FAX 099-286-5524
E-mail : k-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp